

日本血栓止血学会学術奨励賞内規 (2019年1月26日改訂)

1. 血栓止血学に関する研究分野において学問の進歩に寄与する顕著な業績をあげた日本血栓止血学会会員である研究者原則2名に対して、毎年学術奨励賞を与え、賞状と金一封を贈る。

2. 受賞対象者は応募する年の11月1日に45歳未満で1年以上の学会員歴を有する者で、過去3年間に国内外の学術誌に掲載されたか、あるいは掲載されることがこの期間に決定した論文の筆頭著者であるものとする。論文は我が国で行われた研究成果の発表を原則とする。応募論文1編(別刷またはコピーで6部)と履歴書ならびに業績目録(本学会が主催する学術集会での発表演題と学会誌掲載論文を含む)と1名以上の代議員の推薦書、また応募論文に関連し、過去に発表された論文があれば3編以内(各1部)を添付して提出する。なお、本学会が主催する学術集会での発表演題ならびに学会誌掲載論文については題名、共同演者名もしくは共著者名、発表年を明記し、応募者名に下線を付すこと。

3. 受賞者の義務

- 1) 当該年度の日本血栓止血学会学術集会において、授賞式に引き続いて受賞講演を行う。
- 2) 受賞論文を主体に総説の形にまとめ、日本血栓止血学会誌に寄稿するものとする。

4. 学術奨励賞の選考のため選考委員会を設置する。

選考委員会内規：

- 1) 選考委員会は、毎年会員に応募要項を公表し、受賞者を決定し、理事長にこれを報告する。
- 2) 選考委員は、専門分野を考慮して理事会で審議し、理事長が6名に委嘱する。
- 3) 選考委員の任期は3年とする。
- 4) 選考委員長と副委員長は理事会で選出された各1名がこれに当たり、選考委員長は当該年度の学術集会における受賞講演の司会を務める。